

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月20日
【発行者の名称】	株式会社manebi (manebi Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田島 智也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03-6824-1390 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 飯田 淳義
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年3月24日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社manebi https://manebi.co.jp/corp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期
決算年月	2025年7月
売上高 (千円)	1,026,974
経常利益 (千円)	24,613
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	21,894
包括利益 (千円)	21,894
純資産額 (千円)	29,849
総資産額 (千円)	948,067
1株当たり純資産額 (円)	△599.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	8.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	3.1
自己資本利益率 (%)	73.4
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	82,839
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△191,816
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	288,844
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	495,977
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	53 [3]

- (注) 1. 当社は、第12期より連結財務諸表を作成しております。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
7. 2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第12期の連結財務諸表については、かなで監査法人の監査を受けております。

(参考情報)

(発行者の経営指標等)

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
売上高 (千円)	766,141	895,286	988,775
経常利益 (千円)	65,951	17,304	49,357
当期純利益 (千円)	38,297	28,517	48,097
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	129,920	100,000	100,000
発行済株式総数 (普通株式) (A種優先株式) (株)	17,470 6,949	17,470 6,949	17,470 6,949
純資産額 (千円)	△20,563	7,954	56,052
総資産額 (千円)	500,890	551,693	946,519
1株当たり純資産額 (円)	△628.43	△612.11	△584.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	15.72	11.68	19.70
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	△4.1	1.4	5.9
自己資本利益率 (%)	—	—	150.3
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	35 [2]	41 [2]	44 [3]

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 3. 第10期の自己資本利益率は債務超過であるため記載しておりません。第11期の自己資本利益率は、期中平均自己資本がマイナスであるため、記載しておりません。
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
 6. 2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 7. 第10期から第12期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、2013年8月に当社代表取締役田島智也らが、インターネットの普及に伴い、動画販売サイトとして、オープンプラットフォーム型の双方向eラーニングサービス「manebi.jp」の提供を目的として、東京都江東区に設立いたしました。その後、法人企業より「社内教育用のプラットフォーム（LMS）として活用したい」という強い需要があつたことから、マーケットプレイスとして蓄積したシステム基盤やコンテンツ制作のノウハウを活かしつつ、2015年5月に現在の主力サービスである「manebi」の前身となる法人向けeラーニングサービスの提供を開始しました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2013年8月	東京都江東区に株式会社manebiを設立
2013年11月	オープンプラットフォーム型双方向eラーニングサービス「manebi.jp」の提供を開始
2013年11月	独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究開発プログラムに採択
2014年10月	オンライン上で検定サービスをオープンできる「manebiオンライン検定」の提供を開始
2014年10月	東京都千代田区に本社移転
2015年5月	法人向けeラーニングサービスの提供を開始（現在の「manebi」に至る）
2016年2月	人材派遣会社向けキャリアアップ教育サービス「派遣のミカタ」の提供を開始
2016年2月	東京都千代田区内に本社移転
2017年1月	一般社団法人日本情報経済社会推進協会が発行しているプライバシーマークを取得
2018年2月	東京都千代田区内に本社移転
2019年10月	Web面接サービス「playse.web面接」の提供を開始
2020年3月	警備業特化型eラーニング「playse.ラーニング警備版」の提供を開始
2020年6月	「就職氷河期世代 キャリア・チャレンジ」にeラーニングシステム「派遣のミカタ」「playse.web面接」）が採用
2021年2月	東京都千代田区内に本社移転
2022年9月	情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC 27001」の認証を取得
2022年10月	「manebi.jp」の提供を終了
2022年11月	東京都豊島区に本社移転
2024年1月	建設業界向け教育サービスの事業領域拡大を目的として、合同会社KCIから建設業界向け教育事業「KCI教育センター」を譲受
2024年4月	AIによる研修提案で教育担当の研修企画工数を削減する「AIコースマップ機能」の提供を開始
2024年8月	日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）による海外展開促進事業に採択
2024年11月	東京都新宿区に本社移転
2025年5月	人材・組織開発支援サービスの機能拡充を目的として、人事評価制度及び賃金制度のコンサルティングを行う株式会社プライムコンサルタントの全株式を取得し、完全子会社化

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社1社の計2社で構成されております。当社グループの事業は「人材成長活性化プラットフォーム事業」の単一セグメントですが、「eラーニングサービス」と「人材・組織開発支援サービス」の2つのサービスにより構成されております。

「人材成長活性化プラットフォーム事業」とは、企業における人材育成・人材開発を中心テーマとし、経営方針や人事制度に基づく育成施策が、個人の学習として「完了」し、行動として定着することを起点に、人材の成長と組織の成果創出を継続的に促進することを目的とした、教育・研修型プラットフォーム事業です。

当社グループは、教育・研修を単なる知識提供にとどめるのではなく、経営層が描く人材像や評価制度の考え方を育成施策へと落とし込み、学習の未完了や形骸化を防ぎ、企業内で確実に学習が実行・完遂される仕組みを構築することで、スキルの向上に加え、自律性や実践力を備えた人材の成長を促進する基盤を提供しています。

本事業は、以下の要素を統合しております。

- ・eラーニングを中心とした教育コンテンツおよび学習管理機能の提供
- ・企業内における学習完了数を最大化するための運用設計および管理機能
- ・人事・賃金・評価制度に関する設計思想や運用方法の教育・トレーニング
- ・経営層および人事責任者に対する、制度定着を目的とした継続的支援
- ・学習履歴および運用データを活用した、AI・テクノロジーによる育成支援

当社グループは、これらの機能を一体的に提供することで、経営の意思から現場の学習完了までを貫く導線を構築し、人材の成長が組織の成果創出へとつながる「持続的な成長サイクル」を実現してまいります。

「eラーニングサービス」は、従来からあったeラーニングをクラウドでプラットフォーム化し、デジタル教材の自社制作とeラーニング事業者や専門学校、教材著者等のコンテンツサプライヤーからの調達を合わせたデジタル教材と研修の豊富な品揃えを実現し、低価格で顧客へオンラインの教育研修環境を提供しています。

製品ブランドはクロスインダストリー型（全業種対応）とセクターフォーカス型（業界特化型）に分かれて展開しており、クロスインダストリー型（全業種対応）は「manebi」、セクターフォーカス型（業界特化型）は派遣業界の派遣社員教育に特化した「派遣のミカタ」、警備業界向けの「playse. ラーニング警備版」、建設業界の安全衛生教育に特化した「KCI教育センター」を提供しています。なお、2025年7月期の「eラーニングサービス」の売上構成比は96.3%となります。

また「人材・組織開発支援サービス」は、人事・賃金・評価制度コンサルティング事業等を行っており、2025年5月に株式取得により完全子会社化いたしました株式会社プライムコンサルタントにより行われております。

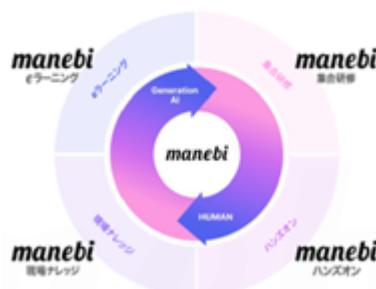
同社との連携を通じて、企業の人材開発から制度設計までを一貫して支援し、評価制度×教育支援×AI・テクノロジーを融合させ、個人の成長と組織の変革を同時に支援する統合的なソリューションの提供を目指しております。なお、2025年7月期の「人材・組織開発支援サービス」の売上構成比は3.7%となります。

(1) 当社グループのサービスの概要は以下のとおりとなります。

① eラーニングサービス

(a) 全業種向けサービス「manebi」

「manebi」は人材開発プラットフォームとして、AIを活用した「eラーニング」、研修効果を高める「集合研修」、暗黙知を可視化して更なる学びを促す「現場ナレッジ」を組み合わせ、「ハンズオン」で自動化できない高度な人事課題を解決する全業種に対応した総合サービスです。企業様の目的に合った社員教育環境の構築と実行を支援しています。



「eラーニング」

8,000以上のeラーニング教材を月額19,800円～受講し放題で提供しており、顧客の目的と要望に合わせたオンライン教育環境を構築できます。例えば、DXリスクリソース向け、新入社員向け、2年目～若手向け、中堅層向け、管理職向け、ハラスマント研修、コンプライアンス研修、営業職向け、デザイナー向け、などあらゆる切り口でカリキュラムを構築でき、受講対象者が自ら教材を探しに行く手間を省くコースマップ機能を使い、学習ページを何パターンでも設計することができます。受講者は自分に必要な学習をすぐに検知することができ、効率的な順番で学習することができます。コースマップの作成は、目的に応じてAIで自動生成することができます。

教材は、ITリテラシー／ツールの使い方・効率化／用語・業界解説／コンプライアンス／全体共通スキル／ビジネススキル／マネジメント・リーダーシップ／業種別知識／起業・複業・キャリア／法務／OAスキル／人事・労務・総務／プログラミング／情報セキュリティ／英語・語学／企画・マーケティング／経理・財務／エンジニア／職種別スキル／思考術・自己啓発／ヘルスケア・フィットネス／経済・政治・社会、と様々な職種・階層の学習に活用できる豊富なコンテンツに加え、社会トレンドや市場及び顧客のニーズに合わせた最新コンテンツも随時追加しています。また、自社教材アップロード機能を活用し、自社教材の配信やマニュアルも組み合わせた学習設計を構築でき、スピーディな社内ノウハウの共有が可能です。

学習成果はテスト・アンケート機能、レポート機能を活用し、管理者ページのダッシュボードから定量と定性での成果をアウトプットすることができます。その他大企業やグループ経営の運営まで対応できるメール配信機能、組織管理機能も備わっていますおり、学習管理システム（LMS）として必要不可欠な機能を有しております。

さらに、AI多言語字幕機能、AIコースマップ作成、使用法のチャットボット対応など、学習の効率化や効果向上に不可欠な機能を有していること、直観的に使用できるUIなどを特徴としております。

「集合研修」

eラーニングで学んだ知識をより実践的なスキルに落とし込むために、ディスカッションやワークショップなどの参加型リアルタイムプログラムです。ビジネススキル・経営企画・マネジメント・接客などより実践的な模擬体験に重きを置いた研修コースがあり、顧客のご要望に合わせて内容のカスタマイズを行っております。リモートで学ぶ、集合研修形式で学ぶ、環境と条件に合わせた学習設計を柔軟に組み合わせた最大の効果を狙います。そして、プラットフォームの提供だけで終わらず、カスタマーサクセス部が顧客の目的と目標の設計から入り、伴走するサービスを付ける事で持続成長可能性を高めます。

manebiでスタンダードプランに加入しているユーザーは、月に2回開催されるオープン研修にも参加することができます。

「現場ナレッジ」

自社の暗黙知、文章に落とし込み切れないノウハウ等を、動画化して、manebiの自社教材アップロード機能を用いて、現場のナレッジを共有することで、従業員の早期育成、OJTの工数削減、教育の標準化、集合知によるさらなる知見を獲得する体系的な教育カリキュラム作成支援サービスです。

「ハンズオン」

採用制度、人事評価制度、社員の定着等、人事部が抱える課題を、当該領域の専門家がハンズオンでサポートし、課題解決につなげるサービスです。

本サービスの料金体系は、サービス導入時の初期費用100,000円に加えて、利用されたい機能に応じて月額19,800円のLiteプラン及び月額39,800円のStandardプランを提供しております。

月額利用料

	Lite	Standard
基本料金(-39IDまで一律)	月額 19,800円	月額 39,800円
+ 40ID以降、ご利用人数が増えるごとに発生		
IDあたりの単価	ID数 40-500 500円 / ID	ID数 501-1,000 400円 / ID
	ID数 1,001- 300円 / ID	800円 / ID

機能

	Lite	Standard
eラーニング基本機能 見放題プラン	○	○
AIコースマップ提案	×	○
AIサポート	×	○
AI自動字幕(manebi教材・自社教材)	×	○
manebi オープン研修	×	○

(b) 業種特化型サービス

「派遣のミカタ」

派遣業界特化型ラーニングプラットフォームです。2015年9月の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働

者の保護等に関する法律」の改正により、派遣労働者に対して教育訓練を受けさせることが派遣事業者に義務付けられました。

従来の企業研修は正社員を対象としたものが多く、その教育内容が必ずしも派遣労働者のキャリアアップに資するものではありません。「派遣のミカタ」では製造／物流／ITエンジニア／事務／コールセンター／設計といった派遣労働者の職種にあった専門性の高い教育コンテンツを取り揃えております。また、近時、外国人派遣労働者も増加傾向にあることから、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語翻訳版のコンテンツも網羅し、様々な現場での活用が行われております。

一方で、派遣事業者側の視点では、派遣労働者であることの特性から、各々の職場に派遣され就業しており合同での研修が困難であること、また、その職種も様々であり、多様な教育内容を網羅することの負担が大きくなっています。「派遣のミカタ」のeラーニングシステムは派遣労働者の就業状況に合わせて時間、場所を問わず自由に教育環境を整備することができます。学習結果も自動で集計されることから、派遣事業者が作成を義務付けられている労働派遣事業報告書の記載の負担もなく、管理コストの削減に繋がります。

「playse. ラーニング警備版」

警備業界に特化したラーニングプラットフォームです。2019年8月の警備業法施行規則が一部改正され、eラーニングが法定教育として認められるようになりました。当社のプロダクトはこれに対応するものであります。警備会社の新任教育において、実技研修以外をeラーニングで完結させることができます。法定書類の作成も数分で作成できるため、教育担当者の大幅な工数削減を可能としております。

「KCI教育センター」

建設業界向けの安全衛生教育を提供するサービスです。2024年1月に、福島県いわき市のKCI教育センターより事業の譲受をしたものであります。労働安全衛生法では、事業者が労働者に対して所定の安全衛生を行うことが義務付けられており、当該サービスでは、DVD、eラーニングの手段で当該教育を提供しております。

「eラーニングサービス」のサービス別の販売実績は以下のとおりであります。主力サービスは「manebi」及び「派遣のミカタ」ですが、本発行者情報公表日現在において、「manebi」については6,900社以上、「派遣のミカタ」については1,600社以上の企業での導入実績があり、いずれも99%以上のサービス継続率となっております。

区分	販売高(千円)	
eラーニングサービス	manebi	533, 821
	派遣のミカタ	350, 242
	KCI教育センター	64, 296
	playse. ラーニング警備版	40, 415
合計		988, 775

製品の特徴は以下のとおりとなります。

製品名	特徴
manebi	<p>manebi は、全業種の企業様向けに従業員の教育研修ができる人材開発プラットフォームです。</p> <p>8,000以上のeラーニング教材と自社教材、集合研修を自由に組み合わせることで、新入社員や管理職に対しキャリアやスキルに合わせた段階的な教育を実施できます。ユーザーの要望に応じて、AI自動コースマップ作成機能、AI自動字幕機能、操作方法のボット対応を可能としています。学習管理システムとして、学習状況の可視化、テスト機能等も備えております。</p>
派遣のミカタ	<p>派遣スタッフが自ら学ぶことのできる、専用eラーニングシステムです。派遣労働者が自らキャリア形成をするための教育機会を創出します。導入コストの低さにより、派遣法改正後に教育負担が増加した派遣事業者様の経営もサポートできます。パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットなどあらゆるデバイスで学習が可能です。</p> <p>労働局へ報告する学習データ記録を細かく管理でき、事業報告書のフォーマットにて確認することができます。</p>
playse. ラーニング警備版	<p>警備業界に特化したeラーニングシステムです。警備会社の従業員様が、効率的、効果的に法定研修を受講でき、法定書類の作成も即座に作成できます。これにより、教育担当者の大幅な工数削減を可能としております。また、法定研修だけでなく、自社のヒヤリハット事例などを動画・PDFにしてシステムにアップロードすることでオリジナルの教育体系づくりや、理念の浸透等、情報共有・コミュニケーションツールとしての利用も可能です。</p>
KCI教育センター	<p>建設業界に特化した教育サービス「KCI教育センター」は、建設業の労働安全衛生教育に特化して、建設業の従業員向けにサービスを提供しています。管理者向けの教育だけでなく、建設業で必要とされる幅広い業務に対応した教育コンテンツを有しております、修了証の発行までを行っています。顧客の要望に応じて、eラーニングとDVDによる受講手段を提供しております。</p>

② 人材・組織開発支援サービス

子会社である株式会社プライムコンサルタントにおいて、中堅・中小企業を対象とした人事・賃金・評価制度の構築指導及び運用定着支援を行っており、これまで全国44都道府県、300社以上の企業に対しての支援実績を有しております。

本サービスは、単なる制度設計（コンサルティング）にとどまらず、独自に開発した「役割責任等級制」「ランク型賃金表®」「段階接近法®」などの制度理論を用い、経営層や人事責任者に対して制度運用に関わるノウハウの伝授

やトレーニングを行うことで、企業の人材開発から企業内での自律的な運用と制度の定着までを一貫して支援しております。また、評価制度と教育支援、AI・テクノロジーを融合させ、個人の成長と組織の変革を同時に支援する統合的なソリューションの提供を目指しております。

(2) 当社グループの収益モデル、収益構造について

① eラーニングサービス

eラーニングサービスは、従来からあったeラーニングをクラウドでプラットフォーム化し、デジタル教材の自社制作とeラーニング事業者や専門学校、教材著者等のコンテンツサプライヤーからの調達を合わせたデジタル教材と研修の豊富な品揃えを実現し、低価格で顧客へオンラインの教育研修環境を提供することを収益モデルとしております。

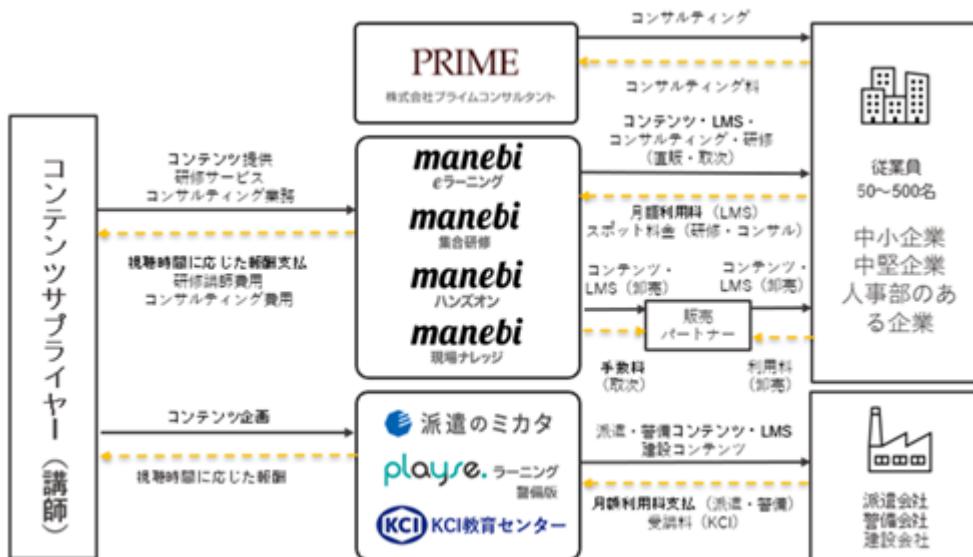
販売方法は当社の営業社員が直接顧客に販売する「直販」と、卸売パートナー、代理店パートナーを経由して販売する「パートナー販売」があります。「manebi」「playse. ラーニング警備版」「派遣のミカタ」については、「直販」と「パートナー販売」により行っており、「KCI教育センター」は「直販」での販売となります。

収益構造は、「manebi（「集合研修」を除く）」「派遣のミカタ」「playse. ラーニング警備版」については初期費用及び月額利用料（一部オプション含む）のサブスクリプションモデルであり、視聴時間に応じてコンテンツサプライヤーに報酬を支払っております。「KCI教育センター」、「集合研修」につきましては、スポット受注での売上となります。

② 人材・組織開発支援サービス

人材・組織開発支援サービスの収益モデルは、顧客企業の経営課題や人事戦略に応じたカスタマイズ型のコンサルティング契約を結び、制度構築から運用・改善までを長期的に伴走することで、安定的な収益基盤を確保しております。リピート率は80%を超える、理論と実務を融合した制度設計力と長期的な顧客関係構築力を強みとして、クライアントの持続的成長と企業価値向上に貢献し続けています。収益構造は、こうした制度設計や研修・診断サービスの提供に基づく収入を主軸としています。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社プライムコンサルタント (注) 1	東京都新宿区	30,000	人材・組織開発支援サービス	100.0	役員の兼務 3名

- (注) 1. 特定子会社であります。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数 (名)	53 (6)
----------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44 (5)	36.7	3.3	5,061

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 臨時雇用者数には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
4. 当社は人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前事業年度及び前事業年度末との比較分析は行っておりません。

なお、当連結会計年度において株式会社プライムコンサルタントの全株式を取得し、同社を新たに連結子会社といたしました。これにより、当社グループは当社と同社の2社体制となっております。

第12期連結会計年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続いたものの、物価上昇による個人消費への影響や米国の通商政策、金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループは「人生開発を当たり前の世の中に」というビジョンのもと、人材開発プラットフォーム「manebi」をはじめ、派遣業界向け「派遣のミカタ」、警備業界向け「playse. ラーニング警備版」、建設業界向け「KCI教育センター」など、各業界のニーズに対応した法人向けeラーニングサービスを展開してまいりました。人的資本経営やリスクリキングへの社会的な関心の高まり、教育分野におけるDXの加速も当社サービスへの需要を後押ししております。

売上面におきましては、前年度より展開した積極的な販売促進活動が奏功し、新規顧客の獲得が進んだ結果、売上は拡大いたしました。費用面につきましては、効果的なマーケティング施策に資源を集中させ、広告宣伝費をはじめとする販売促進費用の最適化に努めました。その結果、利益面におきましては黒字での着地となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,026,974千円、営業利益31,764千円、経常利益24,613千円、親会社株主に帰属する当期純利益21,894千円となりました。

なお、当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。また、株式会社プライムコンサルタントの株式取得による事業区分の変更はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期連結会計年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、495,977千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は、82,839千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益24,613千円、のれん償却額15,562千円、未払消費税等の増加額23,765千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、191,816千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出30,000千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出217,346千円、保険積立金の解約による収入56,104千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果獲得した資金は、288,844千円となりました。これは、長期借入れによる収入が368,122千円、長期借入金の返済による支出が79,278千円あったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループが提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の人材成長活性化プラットフォーム事業における販売実績は次のとおりであります。

区分		販売高(千円)	前年同期比(%)
eラーニングサービス	manebi	533, 821	—
	派遣のミカタ	350, 242	—
	KCI教育センター	64, 296	—
	playse. ラーニング警備版	40, 415	—
人材・組織開発支援サービス		38, 198	—
合計		1, 026, 974	—

- (注) 1. 当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるためサービス別の販売実績を記載しております。
2. 当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期の比較は行っておりません。
3. 主な相手先別の販売金額及び当該販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がいないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

① マーケティング・営業力の強化

当社グループは、今後の持続的な成長を実現するためには、新規顧客の開拓および既存顧客との関係深化を一層強化することが必須であると考えております。主力の「manebi」においては、より効果的なマーケティング施策を立案・実行し、これまでリーチできなかった顧客層にアプローチしてまいります。また、パートナー販売の拡充やサービス領域の広がりを踏まえた提案活動を強化し、多様な顧客ニーズに応えてまいります。

② 自社コンテンツおよび技術開発への投資

人材開発プラットフォーム「manebi」の価値を最大化するため、自社コンテンツ制作体制を拡充するとともに、生成AIをはじめとする最新技術を活用した学習体験の向上に取り組んでまいります。顧客の多様化する課題に迅速に対応できる開発体制を整備し、競争優位性を高めてまいります。

③ 優秀な人材の確保および育成

当社グループが持続的に発展していくためには、優秀な人材を確保し、早期に育成することが重要であると認識しております。当社のペーパス「世界縁満」に共鳴する人材を採用するとともに、社員が成長できる研修・評価制度を整備し、組織全体の能力向上を図ってまいります。さらに、次世代リーダーの育成に注力し、将来の成長を担う人材基盤を確立してまいります。

④ 経営管理体制および情報管理の強化

当社グループは、今後の業務拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実が課題であると認識しております。業務執行体制の強化や内部統制システムの整備・運用に加え、個人情報保護や情報セキュリティ対策の徹底を進めています。また、法令遵守や健全な企業倫理に基づくガバナンスを推進し、株主をはじめとするステークホルダーから信頼される企業体制を構築してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 競合について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

人材育成や教育研修に関する事業は、他の研修会社やコンサルティング会社等、多数の企業が参入しており、今後より一層、品質や価格に係る競争が激化するものと認識しております。当社グループは、企業の人材開発から制度設計までを一貫して支援できる点や、中堅中小企業に幅広く利用されていることを競争優位性として認識しておりますが、他社に対する優位性が維持できなくなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 自然災害等の予期せぬ事象について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループの事業の遂行は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しています。当社では、定期的なデータのバックアップ、システムの稼働状況の常時監視等により、自然災害等による事業への障害発生を事前に防止し又は回避するよう努めておりますが、地震、火山、台風、大雨、大雪、火災、洪水等の自然災害、事故、人為的なミス等が発生した場合には、インフラが使用不能になり又はソリューションの開発及び改良の遅延や中断が生じること等により、事業を継続することができない等の支障が生じ、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や環境変化のスピードが非常に速く、関連事業者はその変化に対応が求められます。当社グループにおいても、最新の技術動向等を常に把握し、技術革新や環境変化に柔軟に対応できるよう努めておりますが、当社グループが、技術変化や新たなビジネスモデルの出現による環境変化に適切に対応できない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 法的規制等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

現在のところ当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが、教育・人材開発領域においては、受講履歴、評価情報、学習傾向等、個人情報やセンシティブ情報を多数取り扱うことから、個人情報保護法および関連ガイドライン・行政指針の変更に注意を払い、当社システムおよび運用体制の適合性を継続的に確認・対応しております。

また、当社は、派遣業界、警備業界、建設業界など、特定業界に特化した教育プログラムを展開しており、労働者派遣法、警備業法、建設業法等の業界別の規制において、教育義務や法定研修に関する制度変更があった場合、提供中のeラーニングコンテンツや研修体系の見直しが必要となる可能性があります。特に、研修実施方法（オンライン可否）、教育範囲・頻度、記録保存義務等に関する法的要件の変更は、顧客企業の利用ニーズおよび当社サービスの在り方に影響を及ぼす可能性があるため、制度改正の情報を早期に把握し、適切な対応を取る体制を構築しています。

(2) コンプライアンスに関するリスク

① 訴訟等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループでは、本発行者情報公表日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。当社は法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を整備しておりますが、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ② 著作権等の知的財産権が侵害される、ないしは侵害してしまうリスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループは、特許権や商標権等の知的財産権に関して、外部の弁護士、弁理士等を通じて調査する等、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社グループ権利の保護にも留意するよう努めています。しかしながら、当社グループの認識していない第三者の知的財産権が既に成立している又は今後成立する可能性があり、仮に当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により損害賠償請求、使用差止請求又はロイヤルティ支払要求等が発生する可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

- ③ 情報管理体制について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社が保有する利用者等の個人情報、特定個人情報及び顧客企業に関する情報の取り扱いについては、2017年1月にプライバシーマーク（Pマーク）を取得、2022年9月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）を取得し、厳重に社内管理並びに委託先管理を行っております。

しかしながら、不正アクセス者等からの侵入などにより、個人情報等が外部に漏洩し、不正使用される可能性が完全に排除されているとはいえない。また、不正使用等に備え、当社は個人情報漏洩に対応する保険に加入しておりますが、全ての損失が完全に補てんされるとは限りません。したがって、このような事態が起こった場合には、当社への損害賠償請求や信用の失墜により、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

（3）事業運営に関するリスク

- ① 想定以上の解約が生じるリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループの人材成長活性化プラットフォーム事業は、サブスクリプション型リカーリングレベニューモデルであるため、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っております。しかしながら、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び経営計画には将来の解約を見込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

- ② 繙続的な投資と損失計上について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、継続的な成長のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのユーザーを獲得するとともに、既存のユーザーを維持していくことが必要であると考え、会社設立以降積極的にプロダクトの改善や新規サービス開発のための人材確保や育成、マーケティング施策等に投資を行って参りました。今後も、規律を保ちながら、成長につながる投資を継続する方針であります。

しかしながら、事業環境の変化や広告宣伝効果が十分に得られない場合、コスト上昇等が生じた場合、投資が想定よりも長期に及ぶことにより計画どおりの収益が得られない場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- ③ システムトラブルについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループの提供サービスやそれを支える社内業務は、コンピューター及びインターネット技術を高度に活用しており、通信事業者が運営する通信ネットワークサービスへの依存度が高いといえます。したがって、予期せぬトラブル等によって通信ネットワークやサーバーが利用できなくなった場合、当社グループのサービスの提供が不可能となる可能性があります。このような事態が発生した場合には、顧客等から損害賠償の請求や当社グループの社会的信用を失う可能性があり、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

- ④ 提供するアプリケーションの重大な不具合について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループの提供するソフトウェアはアップデートを継続的に実施しており、厳しい品質チェックを行った上で顧客への提供を行っておりますが、提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

- ⑤ サービスの優位性が低下するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、従来からあったeラーニングをクラウドでプラットフォーム化し、デジタル教材の自社制作とeラーニング事業者や専門学校、教材著者等のコンテンツサプライヤーからの調達を合わせたデジタル教材と研修の豊富な品揃えを実現し、低価格で顧客へオンラインの教育研修環境を提供することを強みとしております。しかしな

がら、巨大資本等を背景にした新規参入事業者等により、短期的に数多くの教育研修環境が構築される脅威が発生する可能性等があり、当社の提供するサービスの価値が比例して低下した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 広告等の販促効果低下のリスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、持続的な成長のため、興味関心・利用意向の高いより多くのユーザーを獲得し、また既存のユーザーを維持していくことが必要であると考え、インターネット広告の出稿を主とした広告宣伝活動を実施しています。出稿媒体や実施タイミング及びその内容について費用対効果を検討したうえで、広告宣伝活動を行っております。販促効果の定量的なモニタリングなどの対応策も実施しているものの、マーケティング効果が十分に得られない場合に、新規ユーザーの獲得等が低下する可能性があり、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人材の確保や育成について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループは、継続的な事業拡大のためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が最も重要であると認識しております。しかしながら、当社が求める優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大等に支障が生じることや、採用経費が計画から乖離すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクに対しては、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

⑧ 外部講師の確保について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、今後も増加が見込まれる顧客の需要に応えるため、研修サービスの拡大を進めるにあたり、当社が求める品質基準を満たす講師との業務委託契約が重要であると考えております。しかしながら、優秀な講師との業務委託契約が計画通りに進まない場合、事業規模の拡大が制約され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。今後も積極的に講師を募集するとともに、既存講師の品質の均一化を図るほか、研修後のアンケート結果を共有することで研修品質の改善に努めてまいります。

⑨ 風評等について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループのサービスや役職員に対して根拠のない噂や悪意を持った評判等を流布された場合には、当社グループの社会的信用が失墜し、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループとしては、サービス品質維持に努めるとともに、役職員に対する情報管理やコンプライアンスに関し、定期的研修を実施するなど、周知徹底を行い、経営の健全性、効率性及び透明性の確保を図っております。

（4）組織体制に関するリスク

① 内部管理体制について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループは、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後も人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社代表取締役である田島智也は、当社グループの創業者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を担っております。当社グループは、特定の人物に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化に努めておりますが、何らかの理由により代表者が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 配当政策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体质の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存でありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

④ M&A、資本提携等について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループは、企業価値向上を目的とした資本提携、M&Aを中長期的な会社の経営戦略に掲げ、検討していく

方針であります。しかしながら、資本提携については、投資先の財務状況等により期待する成果が得られない等により、保有株式の評価減処理を行う可能性及びM&Aについては、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等の問題の発生または事業計画の著しい乖離が発生した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があり、これらが生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑤ のれんの減損リスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社グループは、M&Aの実施に伴い発生するのれんを資産計上し、一定期間で償却を行っております。当該のれんについては将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、事業環境の変化等により期待する成果が得られなかった場合には、当該のれんについて減損処理を行う必要が生じる可能性があります。減損損失が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 財務上のリスク

① 財政状態に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社は必要に応じて資金を金融機関からの借入金により調達していますが、業績や財政状態の悪化あるいは金融不安等が発生した場合には、必要な資金を合理的な条件で確保できず、資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。また、今後の金利動向に著しい変化が生じた場合には、支払利息の増加等により当社業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。想定外の経営環境の悪化等がない限り、適切な事業運営を継続することによりリスクに一定程度対処できるものと考えておりますが、金融機関との良好な関係の維持・強化に努めるとともに、手元流動性の確保や資本効率の向上等の観点から検討を行い財務基盤の強化に取り組むとともに、資金調達手段の多様化等を進め、低利かつ安定的な資金の確保に努めてまいります。

② 税務上の繰越欠損金について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

2025年7月末時点で、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておりません。今後当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合は、課税所得に対して通常の法人税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では、当社の役職員に対してインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。本発行者情報公表日現在において、これらの新株予約権による潜在株式数は269,500株であり、発行済株式総数の11.0%に相当しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

④ 大株主について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の代表取締役である田島智也の所有株式数の割合は、自身の資産管理会社である合同会社NIRVANAの所有株式数を含めると、本発行者情報公表日現在において発行済株式総数の54.1%となっております。田島智也は、当社の創業者であるとともに代表取締役社長であるため、当社といたしましても安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情によりこれらの当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

田島智也は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

(6) 担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：高）

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、株式会社SBI証券を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年5月1日に株式会社SBI証券との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。

当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかつた時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつた時。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合)またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合(当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前

事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) または (b) に定める場合に従い、当該 (a) または (b) に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由または同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社およびその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の (a) または (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併または i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正

意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当ておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。

⑳ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社または同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、またはその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつた時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社または同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、株式会社プライムコンサルタントの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年4月30日付で株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較については記載を行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第12期連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は671,343千円となりました。これは主に現金及び預金527,058千円、売掛金101,766千円、前払費用11,487千円、未収入金26,817千円によるものであります。また、固定資産は276,724千円となりました。これは主にのれん244,594千円、繰延税金資産23,777千円によるものであります。

この結果、資産合計は948,067千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は304,843千円となりました。これは主に買掛金56,721千円、1年内返済予定の長期借入金87,554千円、未払金43,247千円、未払費用32,040千円、未払消費税等26,398千円、契約負債48,067千円によるものであります。また、固定負債は613,374千円となりました。これは主に長期借入金612,661千円によるものであります。

この結果、負債合計は、918,218千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は29,849千円となりました。これは資本金100,000千円、利益剰余金△70,150千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日(2026年3月24日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当連結会計年度において、重要な設備投資がないため、記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

発行者

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	本社設備	—	2,962	750	3,712	42 (2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均人數を外数で記載しております。

3. 2024年11月に本社を東京都新宿区に移転しております。

4. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は5,771千円であり、旧本社の賃借料も含めております。

5. 当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年7月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年2月20日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,767,600	7,325,700	17,470	2,441,900	非上場	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	—	—	6,949	—	非上場	(注) 1, 2, 7
計	9,767,600	7,325,700	24,419	2,441,900	—	—

- (注) 1. 2025年12月15日及び2025年12月23日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で消却しております。
2. 2025年12月26日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数を200,000株（普通株式192,000株、A種優先株式8,000株）から普通株式97,676株に変更しております。
3. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は9,669,924株増加し、9,767,600株となっております。
4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式269,600株が含まれております。
5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は2,417,481株増加し、2,441,900株となっております。
6. 2025年12月26日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
7. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

① 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

② 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき155,030円（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）を分配する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種優先株式1株当たり、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に、A種優先株式1株当たりの払込金額を取得価額で除して算出される比率を乗じた額と同額の残余財産の分配を受ける。なお、払込金額及び取得価額は、「普通株式への転換請求権」に基づき調整されるものとする。

③ 普通株式への転換請求権

- (1) A種優先株主は、A種優先株主となった日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記2に定める数の普通株式（以下「転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、転換対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。
- (2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額（当初A種優先株式1株につき155,030円とする。但し、当該A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）を取得価額で除して得られる数とする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従い金銭を交付す

る。

- (3) A種優先株式の取得価額は、当初1株につき155,030円とする。
- (4) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。但し、A種優先株主の過半数が同意した場合には、取得価額を調整しないものとする。
- (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (c) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって株式を発行又は当会社が保有する株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得と引換えに株式が交付される場合、新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割その他の買収又は組織再編による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済潜在株式等（当会社が保有するものを除く。）の全てにつき取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。）が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものと含む。）を意味する。

- (d) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって当会社の株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

但し、本号による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の役職員又はアドバイザーに対してインセンティブ付与を目的として発行される新株予約権については、その目的とする普通株式の総数（発行された新株予約権の行使により発行された普通株式を含む累計とする。）が、その時点における発行済普通株式総数（但し、自己株式及び本号但書きにより発行された新株予約権を行使することによって発行された普通株式の数を控除するものとし、普通株式以外の種類株式については、その全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして計算する。）の10%に至るまで（但し、行使期間満了等により失効し又は当会社が無償取得した新株予約権が目的とする株式を含まないものとする。）適用されないものとする。

- (5) 前項4に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA

優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

- (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (b) その他、発行済普通株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (6) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (7) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする
 - (8) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- ④ 強制転換
- (1) 当会社は、(i)当会社の普通株式を金融商品取引所もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場し、もしくは、店頭売買有価証券市場もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録することを決定した場合又は(ii)A種優先株主の過半数が同意した場合、当会社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得することができるものとし、当会社はかかるA種優先株式を取得するのと引換に、かかるA種優先株式の払込金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）をその時点における当該A種優先株式の取得価額で除して得られる数の普通株式を、各当該A種優先株式を保有するA種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。但し、A種優先株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当該上場又は登録が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に本項に基づく強制取得を受けたA種優先株主が書面により要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。
 - (2) 種類株式の取得の時期に関する国内の証券取引所又は日本証券業協会の取扱いが変更された場合、当会社は、A種優先株主の全員からの書面による要請に基づき、前項に定める取得時期をかかる取扱いの変更に応じて変更する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（2014年2月9日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月30日)
新株予約権の数(個)	1,087 (注) 1	1,087
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,087 (注) 1	108,700 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2	50 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2016年2月17日 至 2034年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 5,000 資本組入額 2,500	発行価額 50 資本組入額 25 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行なう場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社の代表取締役である場合には、権利行使時においても当社の代表取締役の地位にあることを要し、新株予約権者が、当社の取締役である場合には、権利行使時においても当社の取締役の地位であることを要する。また、新株予約権者が当社の使用人である場合には、権利行使時において当社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいちずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得の条件
 (1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2014年2月9日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	508 (注) 1	508
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	508 (注) 1	50,800 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注) 2	50 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2016年2月17日 至 2034年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 5,000 資本組入額 2,500	発行価額 50 資本組入額 25 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2017年5月22日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	241 (注) 1	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	241 (注) 1	24,100 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2	500 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2019年5月27日 至 2027年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000	発行価額 500 資本組入額 250 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の

効力発生日のうちいざれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2019年12月5日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1	10,000 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,240 (注) 2	883 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2021年12月8日 至 2029年12月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 88,240 資本組入額 44,120	発行価額 883 資本組入額 442 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範

范围内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2021年10月29日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	100 (注) 1	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1	10,000 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2	350 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2023年10月30日 至 2031年10月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 35,000 資本組入額 17,500	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5

新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社の代表取締役である場合には、権利行使時においても当社の代表取締役の地位にあることを要し、新株予約権者が、当社の取締役である場合には、権利行使時においても当社の取締役の地位であることを要する。また、新株予約権者が当社の使用人である場合には、権利行使時において当社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（2021年12月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	187 (注) 1	187
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187 (注) 1	18,700 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2	350 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2023年12月25日 至 2031年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 35,000 資本組入額 17,500	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第

236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2022年3月23日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	9 (注) 1	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9 (注) 1	900 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2	350 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2024年3月25日 至 2032年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 35,000 資本組入額 17,500	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

（1）新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

（2）当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（2023年10月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	249 (注) 1	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	249 (注) 1	20,500 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注) 2	380 (注) 5
新株予約権の行使期間	自 2025年10月26日 至 2033年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 38,000 資本組入額 19,000	発行価額 380 資本組入額 190 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、使用人、株主、もしくは顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

第6回新株予約権（2021年12月24日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	258 (注) 1	258
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	258 (注) 1	25,800 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2	350 (注) 4
新株予約権の行使期間	自 2022年1月7日 至 2028年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 35,000 資本組入額 17,500	発行価額 350 資本組入額 175 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の

算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前株価」を「処分前株価」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた価額に承継後株式数を乗じた価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 本新株予約権は、当社が、2022年1月7日に株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。

① 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である田島智也氏（以下、「田島氏」）又は同氏が公庫に対してあっせんした者（当社を含む）に売却する。なお、新株予約権の売却先については、田島氏の意向を尊重することとする。この場合には、上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を起算日として14日以内に売却するものとする。ただし、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるとしてする。

② 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、上記①の定めにかかわらず、公庫は、公庫の請求により本新株予約権を田島氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができるものとする。なお、新株予約権の売却先については、田島氏の意向を尊重することとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。

③ 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより公庫に不利益が生じると認められる場合は、上記①の定めにかかわらず、公庫は、田島氏と協議のうえ、本新株予約権を田島氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができるとしてする。なお、新株予約権の売却先については、田島氏の意向を尊重することとする。

④ 上記①、②、又は③の場合において、田島氏又は同氏が公庫にあっせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、田島氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却できるものとする。

- ⑤ 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。
売買価格＝（株式の時価－行使価格）×本新株予約権の行使により発行すべき株式数
ただし、株式の時価が行使価格を上回らない場合には、公庫は田島氏と協議の上、売買価格を決めることができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年9月30日 (注) 1	A種優先株式 386	普通株式 17,470 A種優先株式 6,949	29,920	129,920	29,920	1,021,595
2024年1月28日 (注) 2	—	普通株式 17,470 A種優先株式 6,949	△29,920	100,000	29,920	1,051,516
2024年12月20日 (注) 3	—	普通株式 17,470 A種優先株式 6,949	—	100,000	△1,051,516	—
2025年12月15日 (注) 4	普通株式 6,304 A種優先株式 △6,304	普通株式 23,774 A種優先株式 645	—	100,000	—	—
2025年12月23日 (注) 5	普通株式 645 A種優先株式 △645	普通株式 24,419 A種優先株式0	—	100,000	—	—
2026年1月1日 (注) 6	普通株式 2,417,481	普通株式 2,441,900	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当 A種優先株式 386株
発行価額 155,030円
資本組入額 77,515円
割当先 個人株主3名

- 2023年12月28日開催の臨時株主総会決議により、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を29,920千円減少させ（減資割合 23.0%）、資本準備金に振り替えております。
- 2024年10月31日開催の定期株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を1,051,516千円減少させ（減資割合 100%）、その他資本剰余金へ振り替えております。
- 2025年12月15日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
- 2025年12月23日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
- 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより株式数は2,417,481株増加し、2,441,900株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	18	1	—	21	40	—
所有株式数(単元)	—	—	—	14,881	645	—	8,893	24,419	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	60.94	2.64	—	36.42	100	—

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2025年12月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,441,900	2,441,900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	2,441,900	—	—
総株主の議決権	—	2,441,900	—

(注) 1. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ2,441,900株となっております。
2. 2025年12月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年2月9日	2014年2月9日	2017年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1 当社従業員 2	当社監査役 1 当社従業員 4	当社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上	同上

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2019年12月5日	2021年10月29日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	KSK Angel FUND, LLC	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上	同上

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2022年3月23日	2023年10月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2	当社取締役 1 当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上	同上

新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に基づくA種優先株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2025年12月15日及び2025年12月23日)での決議状況 (取得期間 2025年12月15日及び2025年12月23日)	A種優先株式 6,949	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2024年8月1日～2025年7月31日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 6,949	—
公表日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 2025年12月15日及び2025年12月23日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 6,949	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ()	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) A種優先株式のすべてについて、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指しております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、今まで配当は実施しておらず、当事業年度においても配当は行っておりません。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、人材の確保・育成、サービスの強化のための設備投資等に充当する方針であります。

なお、剩余金の配当を行う場合は、基準日を毎年7月30日とする年1回期末での配当を予定しており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率12.5%)

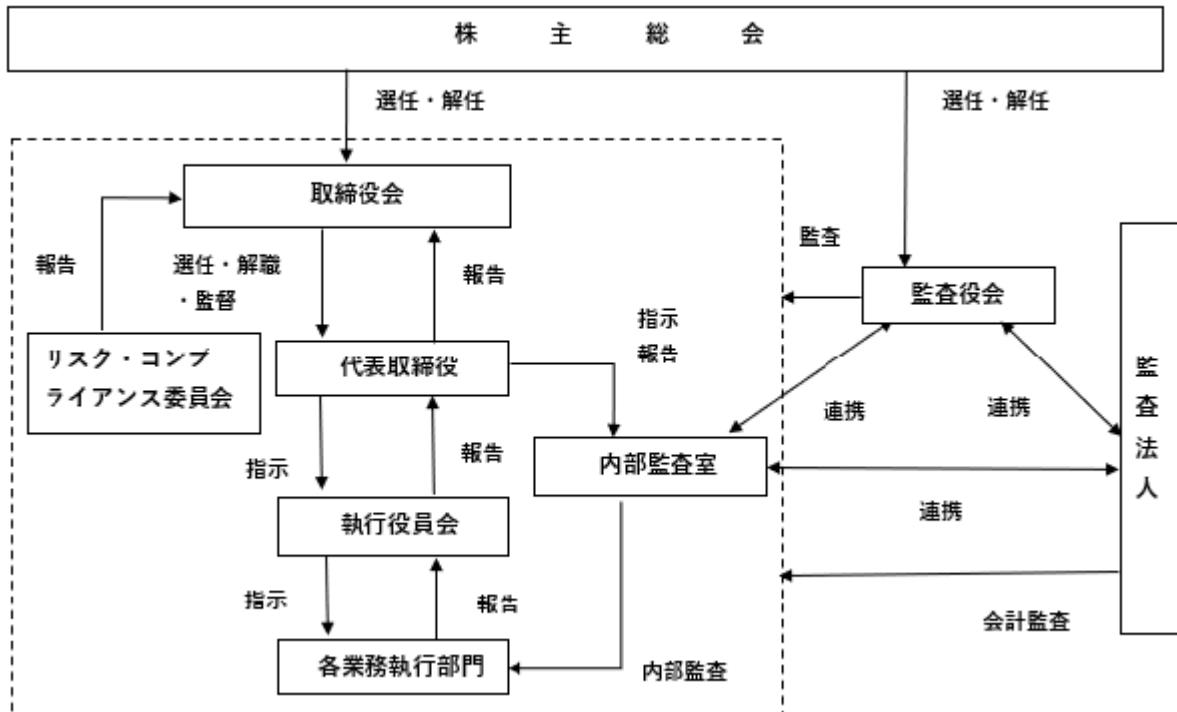
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	執行役員CEO	田島 智也	1986年8月25日	2009年4月 2010年1月 2013年8月 2016年12月 2019年10月	株式会社インフォラントス入社 Bees&Honey株式会社設立 代表取締役就任 当社設立 代表取締役就任 合同会社NIRVANA設立 代表社員(現任) 当社代表取締役執行役員CEO(現任)	(注)3	(注)5	1,322,200 (注)6
取締役 セールス部 ビジネス 事業部 建設事業部 開発部 管掌	執行役員	岡田 大輔	1975年6月5日	2002年3月 2007年7月 2018年3月 2019年12月 2020年8月 2022年10月	株式会社イーアイティー入社 エー・アンド・アイ システム株式会社(現株式会社ラック)入社 株式会社エス・アイシステム入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役執行役員就任(現任)	(注)3	(注)5	—
取締役 管理部管掌	執行役員	飯田 淳義	1979年4月14日	2005年6月 2009年6月 2014年7月 2016年9月 2019年10月 2021年7月 2023年2月 2023年3月	STELLAR C.K.M株式会社(現夢みつけ隊株式会社)入社 同社常勤監査役就任 当社入社 当社取締役就任 当社取締役執行役員就任 当社常勤監査役就任 当社執行役員就任 当社取締役執行役員就任(現任)	(注)3	(注)5	50,000
取締役	—	森 学	1964年12月7日	1985年4月 1989年1月 2000年6月 2002年1月 2002年12月 2003年4月 2005年11月 2016年4月 2017年6月 2019年6月 2019年12月 2021年11月 2025年8月 2025年10月	大明株式会社(現株式会社ミライト)入社 株式会社JICC(現株式会社宝島社)入社 株式会社インフォシーク(現楽天グループ株式会社)入社 同社代表取締役社長就任 ライコスジャパン株式会社(現楽天グループ株式会社)代表取締役社長就任 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)取締役・執行役員就任 楽天リサーチ株式会社代表取締役就任 同社取締役会長就任 SakeWiz株式会社設立代表取締役就任(現任) スターティアホールディングス株式会社社外取締役就任 株式会社AB&Company社外取締役就任 HRクラウド株式会社社外取締役就任(現任) ハイレゾ株式会社社外取締役就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	—	3,200
取締役	—	成田 憲則	1988年5月31日	2014年2月 2023年4月 2023年9月 2024年4月 2024年11月 2025年10月	有限責任監査法人トーマツ入所 公認会計士事務所プライムパートナーズ代表就任(現任) 株式会社TREASURY取締役CFO就任 株式会社プライムパートナーズコンサルティング代表取締役就任(現任) 税理士法人プライムパートナーズ代表就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	—	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
常勤監査役	—	立石 公彦	1982年6月30日	2005年4月 2007年9月 2009年5月 2010年8月 2011年8月 2017年8月 2020年1月 2020年10月 2023年10月	税理士法人名南会計入社 株式会社トヨタアカウンティングサービス入社 株式会社アタックス戦略会計社入社 日本IAC株式会社（現日本プラスチックス・テクノロジーズ株式会社）入社 株式会社ピアズ入社 同社取締役就任 株式会社ヒトツキ設立 代表取締役就任（現任） 株式会社ビジョナリー社外取締役就任 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	(注) 5	—
監査役	—	加悦 正史	1972年5月25日	1998年4月 2004年12月 2011年4月 2013年8月 2020年7月 2023年11月	NECソフト株式会社（現NECソリューションイノベータ株式会社）入社 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 清流監査法人入所 当社社外監査役就任（現任） 清流監査法人統括代表社員就任（現任） 葵坂パートナーズ税理士法人統括代表社員就任（現任）	(注) 4	(注) 5	46,400
監査役	—	宇都 さくら	1988年4月9日	2017年12月 2018年1月 2019年4月 2019年10月 2020年8月 2021年9月 2023年12月 2024年11月	弁護士登録 弁護士法人むらかみ入所 弁護士法人マネジメントコンシェルジュ（現・法律事務所マネジメントコンシェルジュ）入所 社会保険労務士登録 社会保険労務士法人clarity入所 一般社団法人労働環境改善協会（WEIA）理事就任 当社社外監査役就任（現任） TR & Associates法律事務所・社会保険労務士事務所入所（現任）	(注) 4	(注) 5	—
計								1,421,800

- (注) 1. 取締役森学、成田憲則は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
 2. 監査役立石公彦、加悦正史、宇都さくらは、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
 3. 2025年12月26日開催の臨時株主総会の終結の時から1年間
 4. 2025年12月26日開催の臨時株主総会の終結の時から4年間
 5. 2025年7月期における役員報酬の総額は53,720千円を支給しております。
 6. 田島智也氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社NIRVANAの保有株数1,000,000株を加算して記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけており、持続的な企業価値向上を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客・取引先・従業員等のステークホルダーの信頼を得るために、経営の効率性・透明性・健全性を確保できる最適な経営体制を構築することが重要と考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治体制の概要

(a) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査役全員をもって構成し、原則として月1回開催し、法令、定款及び監査役監査規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

(c) 会計監査

当社は、かなで監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年7月期において監査を執行した公認会計士は水野雅史氏、猪股嶺氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(d) 執行役員会

当社では、執行役員によって構成される執行役員会を設置しております。執行役員会は原則として毎週1回以上開催され、取締役会の委嘱を受けた事項、代表取締役が必要と認めた事項、執行役員会規程に定められた事項、その他経営に関する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うことを目的として運営しております。

(e) 内部監査

当社は、内部監査について独立した部署は設けておりませんが、内部監査規程に基づき、代表取締役の命を受

けた内部監査担当者が内部監査を実施することとしております。具体的には、従業員（2名）が、内部監査規程に基づき、自己の属する部門を除く当社グループ全体を監査しております。

(f) リスク・コンプライアンス委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、会社のリスク・コンプライアンスに関する運営事項の全般にわたる協議、審議及び意思決定を行うリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として3か月に1回開催しております。協議、決議された事項は、取締役会に対して報告されております。

b. 当該体制を採用する理由

当社では監査役会設置会社を採用しております。取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

(a) 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループが掲げる「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。

イ 当社グループの取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。

ウ 代表取締役は、取締役規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規程に従い職務を執行する。

エ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

オ 内部監査担当は、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。

カ 当社グループの取締役は、重大な法令違反その他社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

キ 当社グループの使用人に対し、事業に適用される法令等を識別し、遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的に実施する。また、法規の制定・改正、重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

ク 「内部通報制度運用規程」に基づく第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、当社グループにおける法令違反または「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」違反の早期発見に努める。

ケ 監査役は独立した立場から、当社グループにおける内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

コ 当社グループは反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に作成・保存し、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

イ 当社グループにおける情報セキュリティについては、ISO27001（ISMS）における「適用宣言書」「情報セキュリティ方針」および「情報セキュリティマニュアル」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化にするとともに、継続的改善を行う。

ウ 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、当社グループの取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

エ 当社グループの個人情報については、法令およびプライバシーマークにおける「PMS基本規程」「PMS個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア 当社代表取締役は、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応を統括し、その実務派管理部が行う。各部門に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
 - イ 各担当部署は、「リスク管理規程」に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定め、適切に対応する。
 - ウ 当社グループの各部門の責任者は、自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施し、かかる状況を監督し、定期的に見直す。
 - エ 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応、方針を整備し、発現時には損失の最小化を図るために必要な対応を行う。
 - オ 監査役および内部監査担当は、当社グループにおける統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。
- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア 当社グループは、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役を適正な員数に保つ。
 - イ 当社グループの取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ウ 経営幹部の合意形成の場として「執行役員会」を設置する。
 - エ 当社グループの取締役会は、中期経営計画および年度経営計画を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - オ 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。
- (e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。また、各部門責任者はこれらの取り組みを横断的に推進し、適正な業務運営を管理する。
- (f) 当社グループにおける子会社の業務の適性を確保するための体制
- ア 当社グループは、「子会社管理規程」等に基づき、子会社の経営管理および報告体制を整備する。当社グループの取締役会は、子会社の業務遂行状況を適切に把握・監督する。
 - イ 当社グループの内部監査担当は、子会社の監査役または監査担当者と連携し、子会社における内部統制およびリスク管理の状況を監査する。監査結果は、当社代表取締役および監査役に報告される。
 - ウ 子会社において法令違反、重大事故、その他経営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、速やかに当社に報告される体制を整備する。当社は、必要に応じて原因分析および再発防止策の策定に関与する。
 - エ 子会社に対しても、当社グループが掲げる「Purpose」「Mission」「Vision」「Values」および各種コンプライアンス方針、「内部通報運用規程」、「情報セキュリティマニュアル」、「PMS基本規程」等を周知し、必要な教育・啓発を実施する。
- (g) 監査役の職務を補助すべき使用者を置く場合における当該使用者に関する事項
- ア 当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者を指名することができる。
 - イ 当該使用者は、監査役の職務の遂行を補助するにあたり、必要な能力と経験を備えた者とする。
- (h) 前項の使用者の取締役からの独立性に関する事項
- ア 当社グループの監査役が指定する補助期間中は、指名された使用者への指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - イ 当該使用者の人事考課は監査役会が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- (i) 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア 当社グループは、監査役の職務を補助すべき使用者に關し、監査役の指揮命令に従う旨を役員および使用者に周知徹底する。
 - イ 当該使用者の独立性が実質的に担保されるよう、取締役会は監査役の意見を尊重して必要な措置を講じる。
- (j) 当社グループの取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア 当社グループの取締役は、その職務執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必用の都度、遅滞なく報告する。
 - イ 当社グループ取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにその職務の執行状況その他必要な事項に関する報告を行う。
 - ウ 当社グループ取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - エ 当社グループにおける重要な決裁書類は、監査役が隨時閲覧できるように供する。
- (k) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、取締役および使用人が監査役へ報告を行ったことを理由とする不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループ全体に周知徹底する。また、内部者通報制度に基づく通報も同様とする。
- (1) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア 当社グループは、監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
 - イ 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ウ 当社グループの監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士または公認会計士等の外部専門家と連携を図り、監査の実効性を確保する。

④ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	47,020	47,020	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	6,700	6,700	—	—	3
計	53,720	53,720	—	—	6

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は9名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めています。

⑥ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めています。

⑪ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で法令の定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑫ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	14,700	—
連結子会社	—	—
計	14,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)より連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の連結財務諸表について、かなで監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年7月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	※1	527,058
売掛金		101,766
商品		1,531
前払費用		11,487
未収入金		26,817
その他		3,460
貸倒引当金		△778
流動資産合計		671,343

固定資産

有形固定資産

工具、器具及び備品(純額)		3,241
その他(純額)		973
有形固定資産合計	※2	4,215

無形固定資産

のれん		244,594
その他		1,016
無形固定資産合計		245,610

投資その他の資産

繰延税金資産		23,777
その他		5,669
貸倒引当金		△2,549
投資その他の資産合計		26,898
固定資産合計		276,724

資産合計

資産合計		948,067
------	--	---------

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年7月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	56,721
1年内返済予定の長期借入金	※1 87,554
未払金	43,247
未払費用	32,040
未払法人税等	3,064
未払消費税等	26,398
契約負債	48,067
賞与引当金	1,380
その他	6,369
流動負債合計	304,843

固定負債

長期借入金	※1 612,661
その他	713
固定負債合計	613,374
負債合計	918,218

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
利益剰余金	△70,150
株主資本合計	29,849
純資産合計	29,849
負債純資産合計	948,067

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)		
売上高	※1	1,026,974
売上原価		354,798
売上総利益		672,175
販売費及び一般管理費	※2	640,411
営業利益		31,764
営業外収益		
受取利息		172
その他		122
営業外収益合計		294
営業外費用		
支払利息		6,298
その他		1,147
営業外費用合計		7,445
経常利益		24,613
税金等調整前当期純利益		24,613
法人税、住民税及び事業税		3,004
法人税等調整額		△285
法人税等合計		2,718
当期純利益		21,894
親会社株主に帰属する当期純利益		21,894

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年8月1日
至 2025年7月31日)

当期純利益	21,894
包括利益	21,894
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	21,894
非支配株主に係る包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	100,000	1,051,516	△1,143,561	7,954	7,954
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			21,894	21,894	21,894
資本剰余金から利益剰余金への振替		△1,051,516	1,051,516	—	—
当期変動額合計	—	△1,051,516	1,073,411	21,894	21,894
当期末残高	100,000	—	△70,150	29,849	29,849

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年8月1日
至 2025年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益	24,613
減価償却費	2,219
のれん償却額	15,562
固定資産除却損	507
貸倒引当金の増減額(△は減少)	251
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,847
受取利息及び受取配当金	△174
支払利息	6,298
売上債権の増減額(△は増加)	△9,959
未収入金の増減額(△は増加)	△9,480
未収消費税等の増減額(△は増加)	2,476
仕入債務の増減額(△は減少)	2,325
契約負債の増減額(△は減少)	11,574
未払金の増減額(△は減少)	7,722
未払費用の増減額(△は減少)	7,065
未払消費税等の増減額(△は減少)	23,765
その他	△6
小計	80,915
利息及び配当金の受取額	147
利息の支払額	△6,531
法人税等の還付額	9,342
法人税等の支払額	△1,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,839
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△30,000
有形固定資産の取得による支出	△4,268
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △217,346
ゴルフ会員権の売却による収入	2,000
保険積立金の解約による収入	56,104
敷金及び保証金の回収による収入	1,694
投資活動によるキャッシュ・フロー	△191,816

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2024年8月1日
至 2025年7月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	368,122
長期借入金の返済による支出	△79,278
財務活動によるキャッシュ・フロー	288,844
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	179,867
現金及び現金同等物の期首残高	316,110
現金及び現金同等物の期末残高	※1 495,977

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社プライムコンサルタント

株式会社プライムコンサルタントは2025年5月12日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品

総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① eラーニングサービス

eラーニングサービスのうち、「manebi」、「派遣のミカタ」および「playse. ラーニング警備版」は、主に、顧客との契約に基づいて、eラーニングサービスの利用環境を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する一定の期間にわたり充足されると判断し、契約期間にわたり収益を認識し

ております。また、初期導入にかかる収益については、eラーニングサービスの利用環境の提供と一体の履行義務として認識し、契約期間にわたり収益を認識しております。

eラーニングサービスのうち、「KCI教育センター」は、顧客に対し、研修教材の発送やオンライン講習の実施といった研修機会を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、コースの特性に応じ、研修教材の発送時点、または研修サービスの提供が完了した時点のいずれかで充足されると判断し、収益を認識しております。

これらの取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 人材・組織開発支援サービス

主に、顧客との契約に基づいて、人事・賃金・評価制度に関するコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する一定期間にわたり充足されると判断し、契約期間にわたり収益を認識しております。

これらの取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を個別に見積り、当該期間（7年～10年）にわたって均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	23,777

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得等により、回収可能性があると判断した範囲において繰延税金資産を計上しております。将来の事業計画を基礎としており、過去実績や市場動向を踏まえた売上高の推移等の仮定を含んでおります。これらは経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定が含まれております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産計上額に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	244,594

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結財務諸表に計上されているのれんの内訳は下記のとおりとなります。

・ 80,168千円 2024年1月に、合同会社KCIより教育事業の事業譲受をした際に発生したもの

・ 164,426千円 2025年4月に、株式会社プライムコンサルタントを連結子会社化した際に発生したもの

企業結合により取得したのれんは、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんを含む資産グループについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候がある場合には減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

のれんを含む資産グループの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、過去実績や市場動向を踏まえた売上高の推移等の主要な仮定が用いられています。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

- (未適用の会計基準等)
- (リースに関する会計基準等)
 - ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会）
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースが ファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年7月期の期首から適用する予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は以下のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日)	
定期預金	30,000千円

上記に対応する債務は以下のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日)	
1年内返済予定の長期借入金	14,280千円
長期借入金	82,150
計	96,430千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (2025年7月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	790千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
給与手当	159,216千円
広告宣伝費	105,931
賞与引当金繰入額	△4,671
貸倒引当金繰入額	1,615

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,470	—	—	17,470
A種優先株式(株)	6,949	—	—	6,949
合計	24,419	—	—	24,419

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	資金調達のための新株予約権(第6回新株予約権) (注)1	普通株式	258	—	—	258	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)2
合計			258	—	—	258	—

- (注) 1. 資金調達のための新株予約権(第6回新株予約権)は、株式会社日本政策金融公庫からの長期借入れにあたり、制度融資利用の条件として割り当てた新株予約権です。
 2. 付与時点において当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
現金及び預金	527,058千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△31,080
現金及び現金同等物	495,977千円

- ※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

株式の取得により新たに株式会社プライムコンサルタントを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	116,861千円
固定資産	68,050
のれん	168,642
流動負債	△32,354
固定負債	△1,200
株式の取得価額	320,000
現金及び現金同等物	△102,654
差引: 取得による支出	217,346千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金に加え、銀行からの借入により資金を調達しております。また投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、人材成長活性化プラットフォーム事業の売上に係るものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金は、すべて1年以内の支払期日のものであり、主に取引先に対する営業債務であります。

借入金の用途は運転資金および設備投資資金であり、流動性リスクに晒されております。また、借入金は、固定金利および市場金利に連動した変動金利であり、市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時資金状況を確認し、手許流動性を高く維持することで流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	700,215	680,543	△19,671

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	527,058	—	—	—
売掛金	101,766	—	—	—
合計	628,824	—	—	—

(注) 2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	87,554	81,857	86,591	109,105	52,718	282,390
合計	87,554	81,857	86,591	109,105	52,718	282,390

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	680,543	—	680,543

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年2月9日	2014年2月9日	2017年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1 当社従業員 2	当社監査役 1 当社従業員 4	当社取締役 1 当社従業員 3
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	普通株式 108,700	普通株式 83,100	普通株式 24,100
付与日	2014年2月15日	2014年2月15日	2017年5月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	規定はありません。	規定はありません。	規定はありません。
権利行使期間	2016年2月17日 ～2034年2月8日	2016年2月17日 ～2034年2月8日	2019年5月27日 ～2027年5月22日

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年12月5日	2021年10月29日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	KSK Angel FUND, LLC	当社取締役 1
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	普通株式 10,000	普通株式 10,000	普通株式 18,700
付与日	2019年12月6日	2021年11月1日	2022年1月7日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	規定はありません。	規定はありません。	規定はありません。
権利行使期間	2021年12月8日 ～2029年12月4日	2023年10月30日 ～2031年10月21日	2023年12月25日 ～2031年12月24日

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2022年3月23日	2023年10月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2	当社取締役 1 当社従業員 10
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	普通株式 900	普通株式 26,900
付与日	2022年3月24日	2023年10月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	規定はありません。	規定はありません。
権利行使期間	2024年3月25日 ～2032年3月22日	2025年10月26日 ～2033年10月23日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2025年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年2月9日	2014年2月9日	2017年5月22日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	108,700	50,800	24,100
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	108,700	50,800	24,100
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年12月5日	2021年10月29日	2021年12月24日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	10,000	10,000	18,700
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	10,000	10,000	18,700
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2022年3月23日	2023年10月24日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	900	26,900
付与	—	—
失効	—	2,000
権利確定	—	—
未確定残	900	24,900
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—

未行使残	—	—
------	---	---

(注) 2025年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年2月9日	2014年2月9日	2017年5月22日
権利行使価格（円）	50	50	500
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（株）	—	—	—

会社名	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年12月5日	2021年10月29日	2021年12月24日
権利行使価格（円）	883	350	350
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（株）	—	—	—

会社名	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2022年3月23日	2023年10月24日
権利行使価格（円）	350	380
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（株）	—	—

(注) 2025年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案しております。

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 363,919千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）1	378,391千円
賞与引当金	463〃
貸倒引当金	911〃
ソフトウエア	3,635〃
ソフトウエア仮勘定	2,538〃
資産調整勘定	27,188〃
その他	135〃
繰延税金資産小計	413,265千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1	△369,176〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△20,312〃
評価性引当額小計	△389,488千円
繰延税金資産合計	23,777千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度（2025年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	37,897	340,494	378,391
評価性引当額	—	—	—	—	△28,681	△340,494	△369,176
繰延税金資産	—	—	—	—	9,215	—	(b) 9,215

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金378,391千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産9,215千円を計上しております。将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.6%
（調整）	
住民税均等割額	12.2%
のれん償却額	21.2%
子会社株式の取得関連費用	34.6%
評価性引当額の増減	△99.9%
過年度法人税等	7.4%
その他	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社プライムコンサルタント

事業の内容 賃金・人事・評価制度コンサル、人材マネジメントコンサル

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、対象会社が当社グループに加入することによる専門的なコンサルティングノウハウの開発、提供を通じて、教育・研修領域のサービスを拡充することが可能になります。加えて、新たに対象会社の顧客との接点をもつことで顧客データベースを拡充できるほか、当社が従来から提供している既存のサービスとの連携強化とクロスユースの拡大及びシナジーが創造されるものと見込んでおります。

(3) 企業結合日

2025年4月30日（みなし取得日）

2025年5月12日（全株式取得）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(8) 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金及び借入による調達

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年5月1日から2025年7月31日までの期間

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	320,000千円
取得原価		320,000千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 25,350千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

168,642千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 債却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	116, 861千円
固定資産	68, 050千円
資産合計	184, 912千円
流動負債	32, 354千円
固定負債	1, 200千円
負債合計	33, 554千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
eラーニングサービス	manebi	533,821
	派遣のミカタ	350,242
	KCI教育センター	64,296
	playse. ラーニング警備版	40,415
	計	988,775
人材・組織開発支援サービス		38,198
顧客との契約から生じる収益		1,026,974
その他の収益		—
外部顧客への売上高		1,026,974

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2025年7月31日)
顧客との契約から生じた債権(期末残高)		101,766
契約負債(期末残高)		48,067

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、期首残高については記載しておりません。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額もありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当社グループは、人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがなければ記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

当社グループは、人材成長活性化プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	田島智也	—	—	当社代表取締役	被所有 直接13.2% 間接41.0%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	251,737	—	—

(注) 1. 取引金額は、債務被保証残高を記載しております。

2. 債務被保証については、当社の金融機関からの借入債務に対するものであります。なお、債務被保証に対して保証料の支払いはしておりません。また、当該債務被保証は2025年12月までにすべて解消しております。

(1 株当たり情報)

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
1 株当たり純資産額	△599.57円
1 株当たり当期純利益金額	8.97円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	—

- (注) 1. 当社は2025年12月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)	
1 株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	21,894
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	21,894
普通株式の期中平均株式数(株)	2,441,900
(うち普通株式(株))	(1,747,000)
(うちA種優先株式(株))	(694,900)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権9種類（新株予約権の数2,739個）これらの詳細については、「第5発行者の状況 1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) A種優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年7月31日)	
純資産の部の合計額(千円)	29,849
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,077,303
(うちA種優先株式(千円))	(1,077,303)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△1,047,454
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,747,000

(注) 2025年12月15日開催の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で消却しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却

2025年12月15日開催の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、2025年12月15日付及び2025年12月23日付で消却しております。

- | | | |
|-----------------|--------|---------|
| ①取得及び消却した株式数 | A種優先株式 | 6,949株 |
| ②交換により交付した普通株式数 | | 6,949株 |
| ③交換後の発行済普通株式数 | | 24,419株 |

2. 株式分割及び単元株制度の採用について

2025年12月15日開催の取締役会の決議に基づき、2026年1月1日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、2025年12月26日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の変更について決議しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 2,417,481株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 2,441,900株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 9,767,600株

⑤株式分割の効力発生日

2026年1月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	87,554	1.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	—	612,661	1.1	2026年8月1日～ 2035年4月30日
合計	—	700,215	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	81,857	86,591	109,105	52,718

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://manebi.co.jp/corp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年10月31日	グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	菊谷 寛之	東京都世田谷区上位10名、当社子会社代表取締役)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社子会社代表取締役)	A種優先株式 948	146,968,440 (155,030) (注) 5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年10月31日	グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社リバネス	東京都新宿区下宮比町1番4号飯田橋御幸ビル5階	—	A種優先株式 161	24,959,830 (155,030) (注) 5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年10月31日	グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社山田商會ホールディング	愛知県名古屋市熱田区桜町19番21号	—	A種優先株式 161	24,959,830 (155,030) (注) 5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年10月31日	グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ナカシマホールディングス株式会社	岡山県岡山市北区中島町二丁目3番19号NXビル	—	A種優先株式 161	24,959,830 (155,030) (注) 5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年10月31日	グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	森 学	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	A種優先株式 32	4,960,960 (155,030) (注) 5	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年12月15日	—	—	—	CRGインベストメント株式会社 代表取締役 米津 雅史	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング37階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △967 普通株式 967	—	A種優先株式から普通株式への転換
2025年12月15日	—	—	—	菊谷 寛之	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社子会社代表取締役)	A種優先株式 △948 普通株式 948	—	A種優先株式から普通株式への転換
2025年12月15日	—	—	—	SBIAI&Blockchain投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △645 普通株式 645	—	A種優先株式から普通株式への転換
2025年12月15日	—	—	—	KSK Angel Fund, LLC	1209 Orange St, Wilmington DE 19801 USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △645 普通株式 645	—	A種優先株式から普通株式への転換
2025年12月23日	清水興産株式会社 代表取締役 清水 唯雄	神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35ザ・ヨコハマタワーズW4205号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	草莽株式会社 代表取締役 藤木 太作	神奈川県横浜市青葉区美しが丘四丁目37番地52	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 645	108,000,000 (167,441) (注) 6	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年12月23日	—	—	—	草莽株式会社 代表取締役 藤木 太作	神奈川県横浜市青葉区美しが丘四丁目37番地52	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △645 普通株式 645	—	A種優先株式から普通株式への転換

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決

算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2025年7月31日）から起算して2年前（2023年8月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年1月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。
4. 2025年12月15日及び2025年12月23日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式6,949株を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比準方式により算定した価格を総合的に勘案して、当事者間の協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、当事者間の協議の上決定した価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2023年10月25日
種類	第9回新株予約権
発行数	普通株式 269株
発行価格	38,000円
資本組入額	19,000円
発行価額の総額	9,462,000円
資本組入額の総額	4,731,000円
発行方法	2023年10月24日開催の臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。
 - ① 割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
 - ② 割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③ その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年7月31日であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき38,000円
行使期間	2024年3月25日から 2025年3月22日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。

3. 退職等により従業員1名20株分の権利が喪失しており、記載の発行数は喪失分を減算後の数値を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 発行者との関係
岡田大輔	埼玉県朝霞市	会社役員	74	2,812,000 (38,000)	当社取締役
当社従業員 6名	—	会社員	131	4,978,000 (38,000)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2026年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
合同会社NIRVANA (注) 1, 5	東京都港区南青山2丁目2番15号	1,000,000	36.88
田島 智也 (注) 1, 2	東京都江東区	475,300 (153,100)	17.53 (5.64)
CRGインベストメント株式会社 (注) 1	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビルディング37階	96,700	3.57
菊谷 寛之 (注) 1, 6	東京都世田谷区	94,800	3.50
KSK Angel FUND, LLC (注) 1	1209 Orange St, Wilmington DE 19801 USA	74,500 (10,000)	2.75 (0.37)
鎌田 正彦 (注) 1	東京都渋谷区	70,000	2.58
SBI AI&Blockchain 投資事業有限 責任組合 (注) 1	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	64,500	2.38
草莽株式会社 (注) 1	神奈川県横浜市青葉区美しが丘四丁目37番 地52号	64,500	2.38
飯田 淳義 (注) 1, 3	東京都墨田区	60,000 (10,000)	2.21 (0.37)
加悦 正史 (注) 1, 4	東京都品川区	51,800 (5,400)	1.91 (0.20)
その他株主40名		659,300 (91,000)	24.32 (3.36)
計	—	2,711,400 (269,500)	100.00 (9.94)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
 5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の二親等以内の血族により総株主の議決権の過半数が所有されて
いる会社)
 6. 特別利害関係者等 (子会社の代表取締役)
 7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社manebi

取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

水野 雄史

指定社員
業務執行社員

公認会計士

猪股 順

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社manebiの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社manebi及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上